

答 申 第 495号

第 1 審議会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる保有個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成28年 8月19日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

別紙（〇〇年〇月〇日付け送信メール）に記載された次の送受信メール全て（閲覧は原本）（以下「本件請求文書」という。）

- 1『「ご出席できない場合のみ」当メールあて〇月〇日（〇）までにご返信』に当たるメール
- 2「別途、メールにて調査委員会の報告書を送付」に当たるメール

- 2 同年 9月 2日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の理由により非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得していない。

本件請求に係る情報については、実施機関において、開示請求に係る保有個人情報が記載された行政文書を作成又は取得しておらず、文書不存在により非開示とします。

- 3 同年10月 5日、審査請求人は、本件処分を不服として、公立大学法人名古屋市立大学に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨

処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を適正に特定して、隠蔽せず開示を求める。

- 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成28年 8月19日、請求の内容を「別紙（〇〇年〇月〇日付け送信メール）に記載された次の送受信メール等全て」として開示請求したが、実施機関は、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得していない」という当該文書不存在理由で、非開示決定した。

(2) 当該開示請求対象メールは、既に開示された送信メールに記載されているものであり、明らかに存在するはずである。個人情報非開示決定通知書の「開示をしない理由」のとおり「実施機関において作成又は取得しておらず、不存在」ということであれば、「既に開示された送信メール及び起案文書」全てが虚偽公文書である。

(3) また、平成28年12月 6日付けをもって実施機関から提出された弁明意見書の「本件開示請求に係る送受信メールは残されておらず、存在しない」との記載が正しいとすれば、名古屋市情報あんしん条例施行規程第43条に抵触することになり、公文書遺棄にもあたる。

(4) したがって、実施機関は「市民を愚弄し、刑法又は条例等に抵触していないこと」を証明するために、適切な開示対象文書等を直ちに特定し、開示すべきである。

(5) 以上の理由から、公務に携わっている職員の観点から開示義務があるので、条例第48条第 1項に規定する審査請求を行う。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求人は、審査請求書において次のように主張する。

「当該開示請求対象メールは、既に開示された送信メール及び起案文書に記載されているものであり、明らかに存在するはずである。」

2 本件開示請求は、ハラスメント審査会委員から人事係担当者宛の欠席の連絡に係る送受信メール及び人事係担当者からハラスメント委員に調査委員会の報告書を送付した際の送受信メールを請求しているものと思われる。

- 3 しかしながら、本件開示請求に係る送受信メールは残されておらず、存在しない。
- 4 以上のとおり、本件開示請求に係る行政文書は、実施機関において作成又は取得していないものである。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件請求文書が存在するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第 1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 開示請求の対象となる保有個人情報について

- (1) 条例第18条第 1項では、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定されており、保有個人情報とは、

条例第 2 条第 2 号ただし書で、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第 2 条第 2 号に規定する行政文書に記録されているものに限ると規定されている。

(2) 行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

(3) 実施機関の職員が平成〇年〇月〇日に送信したハラスメント審査会の開催案内に関する電子メール（以下「本件開催案内」という。）に、「『「ご出席できない場合のみ」当メールあて〇月〇日（〇）までにご返信』いただきますよう」と記載されている。本件において開示請求の対象となっている保有個人情報、この「当メール」及び「ご返信」に相当するメール（以下「請求メール①」という。）であると考えられる。

また、同開催案内に関するメールに、「また別途、メールにて調査委員会の報告書を送付させていただきますので、」と記載されている。本件において開示請求の対象となっている保有個人情報は、この「メール」に相当するメール（以下「請求メール②」という。）であると考えられる。

4 電子メールの取扱いについて

(1) 実施機関には、電子メールの管理に特化した規定は存在しないが、情報の保護及び管理に関し必要な事項を定めた公立大学法人名古屋市立大学情報あんしん条例施行規程（以下「施行規程」という。）が存在する。

(2) 実施機関において、その性質から上記 3 (2)における行政文書として管理すべき電子メールは、施行規程に基づき法人文書として管理されている。（施行規程第 2 条第 2 号）

(3) 一方、行政文書として管理すべきと判断されなかった電子メールに関しては、施行規程の対象となるものではなく、電子メールの消去・削除も含め管理方法は実施機関職員の裁量に委ねられている。

(4) 以上より、請求メール①及び②（以下、まとめて「本件メール」という。）について、仮に行政文書として管理すべきとした場合、その内容

に鑑み、施行規程上の保存年数も踏まえて、実施機関において、本件開示請求時点で不存在であるということが不合理か否かについて検討する。

5 本件メールについて

- (1) 本件メールは、平成○年○月○日の電子メールに記載されている 2つの「メール」のことである。
- (2) まず、請求メール①は「当メール」及び「ご返信」である。「当メール」は平成○年○月○日に送付されており、「ご返信」は、平成○年○月○日に開催された審査会の出欠に係る電子メールであることから、実施機関が受信しているとすれば、同日までに受信したものとなる。実施機関に確認したところ、この請求メール①については、本件開示請求時点で、メール単体としても、他の決裁の一部としても保存されておらず、既に物理的に存在していなかったとのことであった。
- (3) 請求メール②も、報告書を送付するための電子メールであり、この報告書に設定されているパスワードは平成○年○月○日の電子メール内に記載されているのである。そうであるならば、請求メール②についても同日又は数日中に送付されていると考えるのが合理的といえる。実施機関に確認したところ、この請求メール②についても、本件開示請求時点で、メール単体としても、他の決裁の一部としても保存されておらず、既に物理的に存在していなかったとのことであった。
- (4) 実施機関は、本件メールについて、上記 4 (2)における法人文書に該当するとした場合、施行規程別表第 2の30年、10年及び 5年を保存期間とするものには該当しないと判断している。
- (5) 施行規程第 7条第 2項は、法人文書の保存期間については、所管課長がその重要度・利用度等を考慮して定める旨規定している。
- (6) 本件メールについては、名古屋市立大学総務課長が、同規定により、所管課長としてその重要度・利用度等を考慮して、30年、10年及び 5年を保存期間とする文書には該当しないと判断するものである。当該判断が不相当と判断するに足る具体的な事実も認められない。

(7) なお、施行規程第35条は文書の保存期間延長に関して定めている。しかしながら、本件メールについて、同条各号に該当するような事実はない。

(8) したがって、開示請求時点たる平成28年 8月19日には、本件メールの最長保存期間である 3年を経過していることから、本件メールが開示請求時点で存在しないことに特段不合理な点は認められない。

加えて、審査請求人より、本件メールが開示請求時点で存在していると認めるに足りる主張はなされておらず、また本件メールの存在を推認させる具体的な事実も認められない。

(9) 以上のことから、本件メールについて行政文書として管理すべきものであったか否かを問わず、本件メールが存在しないとする実施機関の主張に不合理な点は認められない。

6 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

7 付言

実施機関は決定通知書の中で本件メールを非開示とする理由を、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得していない」としていたが、本件開催案内の記載を前提とすれば、本件請求文書が存在するとして、文書の存否を争う審査請求に至った事情も理解し得、審査請求書等を見分しても、実施機関から審査請求人に対する説明が十分であったとは言い難い。

条例第26条の趣旨に鑑みても、実施機関が保有個人情報を開示しないことを決定する際や審査請求人から審査請求があった際に、判断の理由が審査請求人に分かるように説明に努めるべきであったと言える。

実施機関には、今後、個人情報開示に係る事務手続きにおいて、開示請求者への丁寧な説明を行うなど適切に対応するよう要望する。

第 6 審議会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 経 過 |
|-------------|-------------------------|
| 平成28年10月24日 | 諮問書の受理 |
| 11月 7日 | 実施機関に弁明書を提出するよう通知 |
| 11月12日 | 実施機関の弁明書を受理 |
| 12月 15日 | 弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口 |

| | |
|---------------------------|---------------------------------|
| | 頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知 |
| 12月27日 | 審査請求人の反論意見書を受理 |
| 令和 3年 2月19日 (第269回審議会) | 調査審議 |
| 3月12日 (第270回審議会) | 調査審議 |
| 5月28日 (第272回審議会) | 調査審議 |
| 7月30日 (第274回審議会) | 調査審議 審査請求人の意見を聴取 |
| 8月27日 (第275回審議会) | 調査審議 |
| 10月 6日 | 答申 |